教職教養 教育法規 11 懲戒·虐待防止

1 懲戒 学校教育法第 11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、(文部科学大臣)の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、(体罰)を加えることはできない。 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の(心身の発達)に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。(学校教育法施行規則第26条)

- 2 懲戒のうち、(退学)、停学及び(訓告)の処分は、校長(中略)が行う。
- 4 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

2 出席停止

(市町村の教育委員会) は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて 他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その(保護者) に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- ① 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- ② 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- ③ 施設又は設備を損壊する行為 ④授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 3 **虐待の防止と対応** 児童虐待の防止等に関する法律

(第2条) この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、 児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下 同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- ① 身体的虐待 身体に外傷が生じる/生じる恐れのある暴行を加える。
- ② 性的虐待 児童にわいせつな行為をする/させる。
- ③ ネグレクト 著しい減食、長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠る。
- ④ 心理的虐待 著しい暴言/拒絶的な対応、同居する配偶者等に対して暴力等、その他 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行う。

(1) 未然防止

学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(2) 早期発見

学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、(…中略…)その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを<mark>自覚</mark>し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

(3) 早期対応

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

4 保護者の体罰禁止 2022 年 12 月、民法の懲戒権規定削除に合わせた改正

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の(<mark>人格</mark>)を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

教職教養 教育法規 12 服務規程

1 身分

日本国憲法 15②

すべて公務員は、(全体の奉仕者)であつて、一部の奉仕者ではない。

地方公務員法30

すべて職員は(全体の奉仕者)として(公共の利益)のために勤務し、、、

教育公務員特例法1

この法律は、教育を通じて国民全体に(奉仕)する教育公務員の職務とその責任の(特殊性)に基づき、教育公務員の任免、人事評価、給与、分限、懲戒、服務及び研修等について規定する。

2 職務上の義務(地方公務員法)

① 服務の宣誓 職員は、条例の定めるところにより、__服務の宣誓 _をしなければならない。

②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 職員は、その職務を遂行するに当つて、(法令)、 条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の(職務上の命令) に(忠実)に従わなければならない。

③職務に専念する義務 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の(注意力)のすべてをその(職責)遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

3 **身分上の義務**(地方公務員法) 24時間いつでも!

- ④信用失墜行為の禁止 職員は、その職の(信用)を傷つけ、又は職員の職全体の(不名誉) となるような行為をしてはならない。
- **⑤秘密を守る義務** 職員は、(職務上)知り得た(秘密)を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- ⑥争議行為等の禁止 同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為
- **⑦政治的行為の禁止** 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員 となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をして はならない。

教育公務員には地方公務員法36条でなく、国家公務員法の例を適用

→(該当地域だけでなく,全国での政治的活動が禁止)

8営利企業への従事等の制限 (教育公務員特例法)

教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者(中略)において認める場合には、(給与)を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

教職教養 教育法規 13 服務規程(その2)

県費負担教職員 = 市町村立の小・中学校の教職員

給与負担 都道府県(国が3分の1負担)

任命

都道府県教育委員会

研修

都道府県・市町村の教育委員会

服務監督 市町村教育員会

*政令指定都市の場合はいずれも市教育委員会

- **2 給特法**(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)
- ・この法律は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の 特殊性 に基づき、その給与その 他の 勤務条件 について特例を定めるものとする。 (第1条)
- 教育職員(校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。)その者の給料月額の百分の四に相当 する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。(第3条)
- ・教育職員(管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。)を正規の勤務時間(中略)を超えて勤 務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。
- 2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。(第6条)
 - *2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合
 - イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務
 - ロ 修学旅行 その他学校の行事に関する業務
 - ハ 職員会議(設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。)に関する業務
 - 二 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場 合に必要な業務
 - *残業時間の上限 ①1か月の上限 45時間以内 ②1年間の上限 360時間以内

3 職員の処分

①分限処分 道義的責任を問うものではない・公務の能率の維持向上

降給 • 降任 • 休職 • 免職

②懲戒処分 違反行為に対するもの

戒告 • 減給 • 停職 • 免職

*児童生徒への懲戒は 訓告 • 停学 • 退学

教職教養 教育法規 14 学校の職員

1 職種

学校教育法第37条

小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及びを置かなければならない。

2 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職 員を置くことができる。

長は、校務をつかさどり、所属職員を <mark>監督</mark> する。			
副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。			
教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)を助け、校務	系女	≯ /ī	
を <mark>整理</mark> し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。	175	8 教	
主幹教諭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭		育	
を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。		F	
指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育		1	
指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。			
教諭は、児童の教育をつかさどる。			
	教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。 主幹教諭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。	回校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。 教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。 主幹教諭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。	

- ・養護教諭は、児童の養護をつかさどる。
- ・ 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。 「学校司書」の配置は努力義務(学校図書館法)

2 採用条件

	地方公務員	教育公務員		
欠格事由	・当該地方公共団体で懲戒免職処分後、2	免許状の失効・取上げ処分から3年を経		
	年を経過しない者	過しない者		
	(地方公務員法第 16 条)	(学校教育法第9条)		
	※共通事項…「禁錮以上の刑」「政府を暴力	·通事項···「禁錮以上の刑」「政府を暴力で破壊しようとする政党の結成等」		
採用の仕方	職員の採用は、 <mark>競争試験</mark> 等による(地方公務	公立学校の教員の採用は、任命権者の教育		
	員法第 17 条の 2)	委員会の教育長が、 <mark>選考</mark> により行う		
		(教育公務員特例法第 11 条)		
条件付き	職員の採用は、全て条件付のものとし、当	公立学校の教諭について、地方公務員法第		
採用の期間	該職員がその職において6月の期間を勤務	22条第1項に規定する採用については、同		
	し、その間その職務を良好な成績で遂行し	項中「6月」とあるのは「 1年 」とし		
	たときに、正式のものとなるものとする	て同項の規定を適用する。		
	(地方公務員法第22条)	(教育公務員特例法第 12条)		

・臨時的任用は6月を超えない期間まで、その後6月を超えない期間で1回だけ更新可

教職教養 教育法規 15 研修

1 法的根拠

教育基本法第9条第1項

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、

絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- **地方公務員** 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。
- 教育公務員(教育公務員特例法第22条)

教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

- 2 教員は、<mark>授業</mark>に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 3 教育公務員は、任命権者(中略)の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

研修実施者→任命権者である都道府県教育委員会が担当 指導助言者→市町村教育委員会が担当

2 法定研修

	研修実施者	指導助言者	
初任者研修	その採用の日から一年間の教諭の職務の遂行に必要	所属する学校の副校長、教頭、主	
初压有机修	な事項に関する <mark>実践的</mark> な研修を実施	幹教諭(養護又は栄養の指導及び	
		管理をつかさどる主幹教諭を除	
		く。)、指導教諭、教諭、講師の	
	×	うちから、指導教員を命じる	
中堅教諭等	個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等にお	中堅教諭等資質向上研修を受ける	
資質向上研修	ける教育に関し相当の経験を有し、その教育活動そ	者の能力、適性等について評価を	
	の他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において	行い、その結果に基づき、当該者	
. 1	中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等	ごとに中堅教諭等資質向上研修に	
	としての職務を遂行する上で必要とされる資質	関する計画書を作成	
	の向上を図るために必要な事項に関する研修を実施		
指導改善研修	指導が不適切であると認定した教諭等に対して、そ	定めなし	
	の能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るた	原則1年以内,特に必要があると	
	めに必要な事項に関する研修を実施	認めるときは2年以内まで延長可	